

平成 29 年 9 月 11 日

第 9 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成29年第9回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年9月11日（月）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書
(相続)

第 3 議案第 1 号 農地利用状況調査による非農地通知について

第 4 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に
よる農地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄
事務局主事 北里 沙耶花
事務局職員 磯崎 良一

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から平成29年第9回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 梅木委員、6番 佐藤委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の磯崎さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書（相続）」、について事務局より報告をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。本案件につきましては、議決要件ではありません。農業委員会の法律に基づいて農業委員会で報告する案件でございます。報告第1号です。農地法第3条の3第1項の規定による届出書ということで、農業委員会会長宛に住所、氏名、別紙のとおり届出がでております。下記の農地について相続により農地を取得したので、農地法により届けますということで、権利を取得したものの氏名、以下のとおりでござ

います。届出による土地の所在につきましては、議事録の裏面のほうで、小国町大字黒淵、1筆が全筆挙がっております。権利を取得した日は、平成29年7月31日、権利を取得した事由ということについては相続でございます。権利の種類は所有権。以上で終わります。

議 長 　　ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

1 番 　　権利を取得した方は何歳ですか。

3 番 　　58歳か59歳だと思います。

2 番 　　これは、誰からの相続ですか。

事務局 長 　　権利を取得した方の父親からです。

議 長 　　ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 　　次に、日程第3 議案第1号「農地利用状況調査による非農地通知について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 　　議案集をお開き下さい。議案第1号です。荒廃農地調査に伴う非農地の判断について、平成29年9月11日提出。小国町農業委員会 会長 松岡克明でございます。番号1です。土地は西里になります。2筆で1つが1,008㎡、もう1つが1,100㎡でございます。所有者以下のとおりでございます。調査年月日は平成29年9月6日です。利用状況調査の結果につきましては、遊休農地ではないB分類ということでございます。詳しくは別紙を見ていただきたいと思います。非農地通知書(案)、平成29年9月11日の農業委員会に総会において、貴殿が所有する下記土地は農地法第2条第1項の農地に該当しない旨判断いたしましたのでお知らせします。このため、土地の登記については登記簿地目の変更登記を行うよう要請します。なお、農業委員会は、下記土地について、農

地基本台帳を整理するとともに、併せて市町村等関係機関に対し、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することを申し添えます。土地の所在については次のとおりでございます。現況は山林でございます。場所についてはゼンリン地図で赤い波線が入っているところが場所でございます。2ヶ所あります。航空写真が3ページにあります。赤の丸が付けてあるところが現場の様子でございます。4ページが農地利用状況調査をした時の西里地区の写真でございます。それから今回、年度がまたがってましたので改めて現地調査に行きましたところの状況が5ページでございます。同じく6ページ。幸い土地の所有者も居ましたので、案内と立会いのほどお願いしました。以上で終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の穴井委員から報告をお願いします。

5 番 9月6日に私と佐藤委員と事務局職員2名の4名で現地の確認に行つて来ましたが、地目は田となっておりますが、4名で確認した結果、何年も耕作しておらず、蔓が巻いて藪になっている状態でした。所有者も耕作する気持ちはございませんので田から雑種地になると思えますけど、地目変更のご協議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 この案件が議題に挙がるのがよくわからない。昨年、農地利用状況調査で挙げた中で、この案件だけを農地から外すということですね。

事務局 長 今、石松委員からお話があったとおり農地利用状況調査で判定する場合は、たまたま植え付けていない不作付地という判定と農地に戻るけれども今植え付けられていない荒れたA判定とどうしても農地に戻らないB判定があります。不作付地とA判定については所有者に通常の会長名でお送りします。今後、出来れば農地を活用して作って下さい。という通知を

だしますが、それと併せてどうしても無理な場合は、農業公社に貸します、売りますというようなアンケートを取るようになっています。それがひとつの流れです。山になってどうしようもないというB判定の場合は、農地法の中で総会にかけて議決案件になりますが、そこで判定を下すと地目変更の流れになります。

2 番 何故今回この所有者の農地だけなのか。昨年調査したのは100筆ぐらいあったのでは。なぜ1件だけなのか。5、6件あるならわかりますが。

事務局長 前農業委員の中でもその議論はありまして、国のほうは年度中にB判定の調査をなささいという指導はあっております。現実には地籍が終わっていないのがひとつあって、どうしても現場が確定できない。それからこちらの処理的な能力もありますので基本的な立場としては地籍が終わったところから処理するというので、前回、前々回下城地区を優先的にB判定処理しておりました。こういうケースは本人から農地を作らないという意思表示がありましたので、そこからスタートして去年行った西里地区に調査箇所が挙がっているか確認したところ利用状況調査に挙がっておりましたので、本日に至ったという経緯になります。

2 番 ということは所有者から外して下さいという要望があったわけですね。

事務局長 はい。

2 番 それから前年100件あったなら昨年までに何件外したかというような表は公表できないのでしょうか。

事務局長 この件につきましては、県の方に一覧で報告する義務もありますので、今一覧を作成しております。県には年度末に報告しようと思っております。一覧を用意してありますので、次回の時にでも資料をお見せしようと思っております。

3 番 この間調査に行った時に局長より農業委員会にかけた方が簡単に外したりできるということを聞いたのですが、その説明

をしていただきたいと思います。進め方がスムーズにできるということですよ。

事務局長

誤解を招くといけませんけど、人工的に植林した場合は始末書付きの転用の手続き（追認）というのが通常のやり方です。前農業委員さんは経験があると思いますけど、始末書が付いた転用がたまにでてくると思います。そういう場合は県まで行って県が現場確認したりして追認ということで、転用許可が下りるという流れになります。ところが農地法の改正によりまして、複数の農業委員さんが現場を確認して、それがB判定であれば総会にかけて非農地判定ができるという制度ができましたので、明らかに人工林につきましては始末書を付けてB判定の処理をしますが、今回のケースの場合は、委員さんの権限で総会にかけてB判定ができるということで、地目を変えると県まで書類が届きませんので、より簡単に手続きができるという意味での簡単という意味でございます。

6 番

関連してお聞きしますが、田に勝手に杉を植えて転用という形になると始末書があるということですか。

事務局長

そうですね。

6 番

勝手に植えたらいけないということですね。それから西里地区に共通する点がありますが、調査に行くと田にはならない、どこに道があるか田があるかわからない、地元の調査員も実際わかりません。そういう農地を見て回って何の意味があるのですか。

事務局長

まず1番は農地の利用の最適化ということで今度推進委員さんが置かれました。農地利用最適化推進委員さんです。推進委員さんの業務の一つは農地を使ってもらうための推進をすることも一つですけども、今、佐藤委員が言われた使えないところの農地も早く非農地化するというのも業務の一つです。それも大きな仕事です。ですから中山間地においては農地面積の総計に使えない農地まで中に入っていますので、使える優良農地をきっちり確保するためにも使えない農地を明確にする。ただそれを窓口で非農地処理をして下さいと言われても簡単に

したらいけないという法律がありますので、総会にかけるという流れがあります。

6 番 地区の調査員は変更ができますか。

事務局長 小国町ならではの調査員で、他の市町村にそれがあつかうといふたないのですが、2年前に3年後にはかういふ法律が施行されて推進委員を置かないといけないといふことを聞いておりましたので、その前には地元に通じた案内できる方に補助事業を使つて確保しようといふのが背景です。その背景の中では、あくまで協力員ですから委嘱状まであげてはなくて名簿を把握して前農業委員さんに2年間続けてもらう方を推薦してもらつて、当時3年目ですから自分たちが代わるときに調査員を推薦したら申し訳ない、つぎの方に推薦させた方がいいのではないかといふ話が総会の席で意見がありました。ただ補助事業の流れからそれが間に合なかつたものですから現行の農業委員さんで推薦して下さい。そしてその後新しい農業委員さんの中で、もし都合があれば代わることについては全然問題ないです。こちらとしては名簿が現場で事故した時など保険の関係で必要ですので代わつた方については届けて教えていただければと思います。

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第4 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号です。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。利用権設定。農業経営基盤強化

促進法18条第1項の規定により、下記農用地集積計画の決定について意見を求める。平成29年9月11日提出。農地の所在につきましては黒淵でございます。3筆で地目は田でございます。合計が2,610㎡。この貸し借りについては新規になります。利用権を設定するもの、それから利用権の設定を受けるもの、設定するものとは貸すほうでございます。設定を受けるものとは借りるほうでございます。利用目的は田で、3年間でございます。賃料のほうは使用貸借になりますので発生しません。別紙の7ページをお開き下さい。借り手の情報をご説明させていただきます。男、79歳、従事日数は300日でございます。設定を受ける土地の面積それから設定を受ける前の耕作面積、以下のとおりでございます。目的は水稲でございます。世帯員は男2、女1でございます。それから続けて番号議案2番です。農地の所在は上田になります。1筆です。田で面積が2,379㎡。これについて利用権設定は新規になります。利用権を設定するもの、貸す人は以下のとおりでございます。それから利用権の設定を受けるもの、借りる人でございます。利用目的は田で10年間です。別紙の8ページ、農業経営の状況等というところで、借り手の情報といたしましては、男、年齢45歳、農業従事日数は200日です。設定を受ける面積については2,379㎡、農地面積合わせて7,337㎡。目的は田でございます。世帯員は男1、女2でございます。説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 これは耕作者が代わるだけですか。

事務局長 所有権が移転しませんので、耕作者が代わるだけということです。

4 番 利用権を設定する者の住所が小国町と北九州になっているのですが。

事務局職員 住所は元々小国町の方の住所なのですが、亡くなられていて管理する方の住所になっております。議案書にある住所は

小国町の方の住所です。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第9回総会を閉会致します。

平成29年第9回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

6 番